（国立大学法人評価委員会令の一部改正）

第二条　国立大学法人評価委員会令（平成十五年政令第四百四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「ある者」の下に「（その者が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）である場合にあっては、大学の運営に関して高い識見を有する者）」を加え、同条第二項中「ある者」の下に「（その者が外国人である場合にあっては、当該特別の事項に係る大学の運営に関して高い識見を有する者）」を加え、同条第三項中「ある者」の下に「（その者が外国人である場合にあっては、当該専門の事項に係る大学の運営に関して高い識見を有する者）」を加える。

第四条第一項中「の互選により選任する」を「（外国人である委員を除く。）のうちから、委員が選挙する」に改め、同条第三項中「あらかじめその指名する委員」を「委員（外国人である委員を除く。）のうちから委員長があらかじめ指名する者」に改める。

第五条第三項中「の互選により選任する」を「（外国人である委員を除く。）のうちから、当該分科会に属する委員が選挙する」に改め、同条第五項中「委員」の下に「（外国人である委員を除く。）」を加える。

第六条第三項中「の互選により選任する」を「（外国人である委員を除く。）のうちから、当該部会に属する委員が選挙する」に改め、同条第五項中「委員」の下に「（外国人である委員を除く。）」を加える。

第七条第一項を次のように改める。

委員会は、会議を開き、議決する場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一　外国人である委員及び議事に関係のある外国人である臨時委員の数が、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の五分の一を超えないこと。

二　委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席すること。

附　則

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中国立大学法人法施行令第二十二条第一項第二十五号及び第二十三条第二項の表の改正規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十八年十月一日から施行する。

文部科学大臣　馳　浩
内閣総理大臣　安倍　晋三

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年八月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百七十四号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、平成二十九年四月一日とする。

文部科学大臣　馳　浩
内閣総理大臣　安倍　晋三

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う文部科学省関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年八月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百七十五号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う文部科学省関係政令の整備に関する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）の一部の施行に伴い、並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）第七条第二項、第八条第三号及び第十六条第三項並びに義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

（教育公務員特例法施行令の一部改正）

第一条　教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」を「第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」に改め、「当該指定都市の教育委員会、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の県費負担教職員については」及び「指定都市及び」を削る。

附則第三項中「当分の間、指定都市」を「当分の間、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）」に改める。

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部改正）

第二条　公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「都道府県」の下に「又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）」を加える。

第三条第一項第一号中「市町村」を「市（特別区を含む。第五条第一項各号を除き、以下同じ。）町村」に、「同号」を「以下この条」に改め、同条第二項中「前項各号」を「都道府県又は市（指定都市を除く。）町村の設置する小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程に係る前項各号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　指定都市の設置する小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程に係る第一項各号に規定する学級の数は、法第四条第二項の規定により指定都市の教育委員会が編制した学級の数とする。

第四条第一項中「市（特別区を含む。以下この項において同じ。）町村」を「市町村」に改める。

第六条第一項中「この項」を「この条」に改め、同条第二項中「前項」を「都道府県又は市（指定都市を除く。）町村の設置する小学校及び中学校に係る前項」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　指定都市の設置する小学校及び中学校に係る第一項に規定する学級の数は、法第四条第二項の規定により指定都市の教育委員会が編制した学級の数とする。

第八条第二号中「ほか、」の下に「市（指定都市を除く。）町村における」を加える。